

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成24年10月24日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

10月24日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議事進行（三好義治委員）	
議案第44号所管分の審査	2
補足説明（総務部長）	
質疑（三宅秀明委員、上村高義委員、三好義治委員）	
議案第49号の審査	12
質疑（三宅秀明委員、三好義治委員、川端福江委員）	
議案第51号の審査	19
質疑（三好義治委員）	
議案第52号の審査	21
補足説明（消防長）	
質疑（三宅秀明委員、三好義治委員）	
採決	24
閉会の宣告	24

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年10月24日(水) 午前10時 開会
午後0時12分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 野口 博	副委員長 川端福江	委員 村上英明
委員 三宅秀明	委員 上村高義	委員 三好義治

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝	
総務部長 有山 泉	同部次長兼財政課長 北野人士	
総務課長 松方和彦	防災管財課長 西川 聡	情報政策課長 楨納 縁
固定資産評価審査委員会事務局長 山田雅也		
消防長 北居 一	消防本部次長兼消防署長 熊野 誠	
予防課長 橋本雅昭		

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局総括参与 野杵雄三

1. 審査案件

議案第44号 平成24年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分
議案第49号 摂津市防災会議条例及び摂津市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定の件
議案第51号 摂津市暴力団排除条例の一部を改正する条例制定の件
議案第52号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

昨日は雨がよく降りましたが、今日からはわりといいお天気になりました。

皆さん方にはお忙しいところ、総務常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、一昨日の本会議で当委員会に付託されました案件につきまして、またご審査をいただくわけですけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

一旦退席させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は三宅委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 今、審査順序について提案がありましたけれども、それに先立ち、議案第49号につきましては、摂津市防災会議条例、並びに摂津市災害対策本部条例が一括した議案になっております。条例がそれぞれ独立している中で、この議案第49号として一まとめで提案されているのは、いかがなものかなというふうに思っております。本来ならば独立した条例なので、それぞれ独立した議案で提案するのがしかるべきだというふうに思っております。委員長、取り扱いをよろしくお願いいたします。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時9分 再開)

○野口博委員長 再開します。

改めまして、審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第44号所管分の審査を行います。

最初に、補足説明を求めます。

有山総務部長。

○有山総務部長 議案第44号、平成24年度摂津市一般会計補正予算(第2号)のうち、総務部及び総合行政委員会が所管します項目につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入ですが、款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金、目1、地方特例交付金は、交付額の決定に伴い増額するものです。

次に、款10、地方交付税、項1、地方交付税、目1、地方交付税は、普通交付税の算定結果に基づき、新たに計上するものです。

続きまして、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金は、緊急雇用創出基金事業補助金の統計情報電子化及び学校ICT化支援事業採択に伴い増額するものです。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目2、介護保険特別会計繰入金は、平成23年度介護保険特別会計の決算に伴う清算によるものです。

項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源を調整す

るものです。

款20、市債、項1、市債、目4、臨時財政対策債は、普通交付税の交付額確定に伴い増額するものです。

款21、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金は、平成23年度一般会計決算に伴う実質収支額を計上するものです。

続きまして歳出ですが、款2、総務費、項1、総務管理費、目8、固定資産評価審査委員会費は、評価審査委員会の開催日数の増加による報酬の補正です。

目16、財政調整基金は、地方財政法第7条の規定により、平成23年度決算剰余金の2分の1を財政調整基金に積み立てるものです。

次に、款2、総務費、項5、統計調査費、目1、統計調査総務費は、緊急雇用創出基金事業として統計情報電子化委託料を計上しています。

以上、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅秀明委員 おはようございます。

先ほど補足説明をいただきまして、10ページの款10、地方交付税、項1、地方交付税、目1、地方交付税の補正につきまして、現在、予算の執行抑制の関連で地方交付税に影響が出てくるというような報道がされておりますけれども、この点について、今回は1億2,190万8,000円上がっておりますけれども、今後を含めてどのように見ておられるのか、現在のご見解をお伺いしたいと思います。

次に12ページ、款18の繰入金と款20の市債で、先ほどご説明ありましたが、この増減につきましては、地

方交付税の交付団体であるということが前提になっておるといふふうにとらえておりますけれども、そのとらえ方でよろしいか確認をしたいと思います。

次に、14ページ、款2、総務費、項5、統計調査費、目1、統計調査総務費につきまして、緊急雇用創出基金事業補助金からの支出ということで、統計情報電子化委託料という項目になっております。これにつきまして、どのような計画でおられるのか伺いたと思います。

以上3点、お願いいたします。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 三宅委員の交付税の関係のご質問についてお答えします。

まず1点目の赤字特例債の法案が今、国会で棚上げになっており、議論がまだされていない状況でございますが、この影響がどのような形で交付税に対して出てくるのかというご質問であります。

赤字特例債の総額が3兆8,000億円程度と非常に大きな額でございます。このために、直接的に市町村は影響は今のところ受けておりません。今回の1億2,000万円程度のこの交付税について、9月の段階でこの2分の1がもう既に交付されております。ただ、都道府県につきましては、この交付税の交付の影響が出ておまして、本来9月に入るべきものが月割で、9月、10月、11月と分割されて交付されるということは聞いておまして、それに対して一時借り入れ等をしなければなりません、そのことに対して国は補てんしていきたいということで伺っております。

2点目の臨時財政対策債あるいは財政調整基金繰入金の絡みでございますが、今回、この地方交付税の交付を受けまして、当初から考えますと、一般財源が増えています。臨時財政対策債は基本

的に今年度、2億5,000万円程度を組んでおりますが、今年度で不交付団体分は終了するというアナウンスがございました。それで今回、交付成りになったわけですが、この関係で、いわゆる不交付団体分にかかる臨時財政対策債と、財源不足が生じる交付団体分の臨時財政対策債、この枠が発生しました。これによって今回、補正をお願いしている、これがまさしくその交付成りになった影響の額であるというふうにご理解いただければと思います。普通交付税と臨財債を合わせまして約6億円の一般財源の増になっておりますので、このかげんで財政調整基金繰入金を減じることができたという形になっております。

○野口博委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 統計調査管理事業でございます統計情報電子化委託料の内容についてご説明申し上げます。

本委託は、緊急雇用創出基金事業を活用して、現存、紙ベースで保存しております本市統計要覧、これらの統計データを電子化することで、本市の統計情報の長期的及び効率的な管理の実現を目的とするものです。

統計情報の電子化により、いつでも、どこでも、だれでもが利用できる統計情報の提供、例えば市内のインフラで行うなど、将来的にはホームページで掲載するなど、そういったところの検討を行ってまいりたいと考えております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 いずれもご答弁をいただきました。

まず、地方交付税につきましては、今のところ摂津市には影響はないであろうということでした。

9月5日付の新聞で、総務省がこの交付税に関しての借入金利の負担方針を発

表して、昨日のニュース等でもこの方針は改めて報道されておるところでございます、いざというときのその一時借り入れ等についても対応はしていただけるのかなという気はします。

今回は、先ほども出てきましたけれども、総務費府補助金で緊急雇用創出基金の事業補助金が組まれておりますところから、大阪府への交付税に影響が出た場合、さまざまな点でこちらにも影響が出てくる可能性を感じたもので、質問をいたした次第でございます。現状としては大丈夫との答弁でしたので、今後ともその事態をしっかりと見ながら、大阪府としっかり連携とっていただきながら対応していただきたいと思います。

同じように、臨時財政対策債と財政調整基金繰入金との関連性についてもご答弁いただきまして、こちらについては私がお伺いした内容のままにとらえてよいというご答弁でした。

地方交付税につきましては、平成17年2月15日の衆議院の本会議におきまして、当時の小泉総理大臣が、地方交付税は国税5税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えられているというふうにお答えされています。これはすなわち市民税と同じ感覚にとらえていいかと思えます。そういうところから、この不交付団体から交付団体になったということでいろんな議論がありますけれども、この固有財源であるという認識を踏まえて、今後のさまざまな財政の運営に活用と言いますか、使用していただきたいと、今後の方針を持っていただきたいというふうにお願いをいたしておきます。

統計情報電子化につきましては、統計要覧の電子化ということでございました。これにつきましては、外部委託で考えて

おられるのか、それともこの庁内において、非常勤の方等を雇用してこれを対応していくのか、さまざまな可能性が考えられますが、どのように検討されているのかお伺いします。

○野口博委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 この事業につきましては、業者委託を考えております。緊急雇用創出基金事業の業者一覧の中から事業の実績のある業者の選定を行い、プロポーザルで行いたいと考えております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 これから業者選定を進めていくという内容でいかれるということと理解をいたしました。

この電子化につきましては、いろいろと今、さまざまなデータ等を電子化していくという流れにありますので、その辺も踏まえながら、今後、市民の皆さんがこの情報に接するとき、利便性に資するように、そういった対応をお願いしたいと思います。

○野口博委員長 上村委員。

○上村高義委員 今の三宅委員の質問に関連して、緊急雇用創出基金事業についてお聞きいたします。今回、緊急雇用創出基金事業補助金ということで2,383万1,000円が府から補助金がおりにきております。その中で、総務常任委員会に関係する部分は、統計情報電子化委託料1,582万7,000円ということでもありますけれども、お聞きしたいのは、この緊急雇用創出という目的達成のために統計情報電子化委託をなぜ選んだのかということと、そもそもこの府の緊急雇用創出基金事業補助金をもらうに当たっての条件、どういう縛りがあるのかということをお聞かせください。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 緊急雇用創出基金と

いうのは、国の経済対策でもって大阪府に基金がつくられて、それが平成21年あたりからずっと続いておる事業でございます。今回、東日本大震災があつて、よりその震災の影響を受けた失業者について、これをピックアップしてほしいという、一つ、府からの大きなお願いがございます。それとともに、現在、失業されておられる方を積極的に雇用する、雇用しても単純な雇用じゃなしに、その雇用したことによって次の展開が開ける、その一定期間の雇用において、何がしかのスキルを身につけて、それを次の就職に生かせるような事業を採択しますよということ、当初予算で12事業、今回、補正というのは一定その基金の不用額があるということ承っております、その関係上、そういう趣旨の事業はないかと、庁内的にいろいろ協議いたしまして、今回、統計情報を電子化することとは、基本的にスキルとしてパソコンを使って今、本である部分をデータパンチしていくと、データパンチすることによって一定のスキルが身につけられるのがまず1点です。それとともに、昭和43年以降の統計要覧ということでもかなりのボリュームがございますので、相当の人員を雇用できるんじゃないかと、そういう意味合いがございまして、その趣旨を大阪府に説明し、申請しましたところ、このことについて内示を得ましたので、今回補正に上げさせていただいたということでございます。

○野口博委員長 上村委員。

○上村高義委員 この緊急雇用創出基金事業補助金は、21年から毎年毎年こういう形で補助金が出て、こういう事業をやっていますけれども、ここで雇われる人は、本来、摂津市民であるべきだと思うんです。大阪府から各市にお金が行く

わけですけれども、摂津市には総務費関係で1,582万7,000円が補助されると。これはやっぱり摂津市民を雇用しないと、摂津市以外の各市におりた部分は、例えば茨木市におりてきたら茨木市民に雇用を確保してあげるという方向だと思っているんです。今の説明だと、枠があったので申請して、府から要請があったのか知りませんが、今、国会でも復興予算の使い道が、当初の目的以外の、被災地以外にも使われていたことが今、審議されています。

このことはそうではないと思っていますけれども、そこで聞きたいのは、約1,582万円あれば、もし150万円の年収であれば10人雇えるわけですけれども、どれぐらいの人数を雇用されるのか。緊急雇用ということであるので、摂津市で失業されておる方等々をきっちり把握しておかないとだめなんで、そういう人に限ってニーズはどうなのかということもウォッチしておかないと、ついついこのお金があるから事業をする。業者に委託して事業をするということ、雇用される人が摂津市外の人なのか、摂津市民であるのか、これは業者にお任せなのか、摂津市民を雇用するという条件をつけられると思うが、そういう条件をつけるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 摂津市民の雇用、もちろん我々摂津市民にお勤めしていただけるというのは一番大事なことと思いますが、直接雇用で市がこの事業をやりますと、それも可能なのかなということを考えられますけれども、どうしても請負に出します。請負に出す前提で、先ほど情報政策課長も申し上げましたけれども、プロポーザルによって請負業者を決定す

る。その中で、一つは我々としましては摂津市在住というのはお願いしたいと。それとともに、大阪府が特に言っているのは、障害者の雇用を入れていただけないかと。そういうことも含めてその評価をいたしまして、請負業者を決める。現在、その雇用の仕方としては、基本的にはこの近辺のハローワークに業者が申請をされて、こういう条件で、特に摂津市民の方は優遇しますよという形で集められるんですね。聞いておきますと、その該当する人物がなかなか集まり切れないと。そうなりますと、次の手段を講じるわけですが、次の手段としてはやっぱり、よく日曜日にその求人情報紙等入っておりますので、そういうところも含めながら、とりあえず人数を集めて事業を執行するという形になりますので、行政といたしましては、より摂津市民、あるいは障がい者雇用を凶っていただける、その事業者の提案を評価し、その方に請負として受けていただくと、そういう方向性で持っていらっしゃるということでございます。

それと、今回の情報電子化業務、この約1,500万円の一応申請の中身でございますが、新規雇用者が11名予定いたしております。基本的にこの事業は、その事業費の2分の1を超える部分を人件費に充当しなければいけないので、その人件費分が今の申請の段階では816万円程度になっており、約半分を超えておられるということでございます。

○野口博委員長 上村委員。

○上村高義委員 緊急雇用ということなので、できれば摂津市民を緊急雇用ということが、やっぱり当初の目的ではないかなと思うんです。なかなか摂津市民で今この事業と合致する人がいないということであれば、いたし方ないとは思

いますけれども、そうならないように、常日ごろからやはりそういう情報を出しながら、今のところ毎年、この緊急雇用がきてますので、また今後もくるのではないかなという気もするし、国は要するに財政難で特例公債法案を出して、借金してまで国を運営していかなければならない中で、こういう補助金が出てくるといことは、これまたおかしいことなんですよ。おかしいことなんですけども、国から府を通じて、市に対して、失業者が多いので緊急雇用創出の事業を展開してくださいということですから、うまく有効利用して、今困っている人を助けるという意味では、これは有効な事業だと思うんで、ぜひ1,500万円が市民にとって有意義だったというような事業展開を今後もお願いしておきます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 3点ほど質問してみたいというふうに思います。

今、議論しております緊急雇用創出基金事業補助金の取り扱いについては、私も今、上村委員や三宅委員が質問したのと同感でございまして、やはりこういう電子化事業に関しては、やはり特定の人に委託されるような形であって、今一番困ってるのは、やはり職を探してもなかなか見つからない、こういった方々をいかに救済するかというのが、私は緊急雇用創出の目的だというふうに思ってるんです。そういう中では、やはりシンクタンクというか、引き出しを多く持っていて、日常そういった方々がどういう就職活動をされて、どういう職を求めて、行政として何ができるかということをややはり見つめておかなければならないだろうと。これについても、今日議論する部分ではないので、これも庁内で一度、副市長、そういった議論もしていただきな

がら、またハローワークと連携をとって、特に、摂津市には指定管理者制度というのがありまして、やっぱりシルバー人材センターとか施設管理公社とか、いろんな多岐にわたってやっぱり研修をしていく必要もあるんじゃないかと。これは意見として申し上げておきますので、今後もこれは継続して、またくる可能性もありますので、そういった視点で取り組むようお願いしたいと思います。

それから、今回の補正で、財政調整基金の繰入金金を6億9,324万3,000円減額されております。中期財政見通しで見ますと、平成24年度で主要基金が7億1,400万円のマイナスになるという予測をされておまして、この補正予算を見る限りでは、平成24年度は主要基金7億1,400万円のマイナスというのは、これでもう補完できたという認識でよろしいのでしょうか。

それと、この臨時財政対策債は、細かくは4ページの地方債の補正に利率関係とかいろいろ入れておりますが、実態がなかなかつかめない。今回は借入先がどこで、利率が幾らになるのかという点を改めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

最終ページの22ページ、23ページに記載されておりますが、地方債の前々年度から前年度、今年度の一覧表が載っております。ここで、確かにトータル的には今年度末の残高が250億円を切ってくるような状況になって、非常に努力をいただいているというのが顕著に見えてくるんですが、ただ気になるのが、普通債はどんどん減額になっております。しかし、その他の部分が、減ってきてるのは減ってきてるんですが、そんなには減ってきてないと。この部分については、いろいろと国の配慮もあるということの

中で、国の制度に乗って市債を発行した過去の経緯もありますが、今後の見通しを考えていくと、これは標準財政規模の中に本当に算入されていていいのか、今後とも継続して算入されるのかということが非常に気になっておりまして、その辺について説明をお願いしたいというふうに思います。

普通債とその他の部分は、トータル的に減ってきてるんですが、要はこれから中期財政見通しを見ても、扶助費が高騰してくるし、それから建設事業債もどんどんふえてくるし、教育債も増えてくるような状況でございまして、この普通債だけをとらまえたときに、財政当局としてどう考えているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 まず1点目、今回、財政調整基金の繰り入れ戻しと、財政調整基金の積み立てがございまして、これがその中期財政見通しの7億1,400万円の基金減少を消すことになるのかというお問い合わせなんですけれども、実はもうこの中期財政見通しの積算の中に、普通交付税の交付成り、それと臨時財政対策債の枠の広がりを入れておりますので、当初予算で主要基金17億9,000万円程度の取り崩しを入れておりました。ここの部分が今この補正で若干戻り、結果として平成24年度の収支見通しの中でマイナスの7億1,400万円、今の見通しであと7億1,400万円、主要基金を取り崩させていただきたいというような数字になっております。

2点目の臨時財政対策債の現実の発行条件はいかにということですが、これも国債の金利等は毎日のように動いております。昨年の実績で申し上げますと、昨年は財政資金、いわゆる財務省所

管資金と地方機構資金、地方公共団体がつくった金融機関の資金、これも同じ利率なんですが、20年償還で元金3年据え置きで0.9%という非常に低利な利率でもって借り入れを実際行っております。昨年の国債の金利に比べて、今年さらに10年物の国債の金利が低下しておりますので、今後3月ぐらいをめどに発行したいと思っておりますので、恐らくこの前後の金利になってくるのかなというふうに考えておるところでございます。

3点目の地方債残高の内訳で、残高のうち、その他の残高は平成24年度末の見込みで122億円、合計250億円の約半分ぐらいがその他という地方債になっています。これはご指摘のとおり、地方財政法第5条の特例にかかります地方債、いわゆる赤字地方債と同様の扱いでございます。ご指摘のとおり、この全ての地方債は地方交付税制度の枠組みの中で、マクロでは元利償還金においては全て国が面倒を見ますよということで、基準財政需要額に元利償還金そのものが算入されるという、マクロでのお約束はございます。しかしながら、個別の団体にとってみますと、この残高というのはやっぱり基本的に非常にそれぞれの台所を痛めておるというふうに感じております。我々もこの臨財債、今回増額をお願いしておりますが、これは基本的にほかの地方債より交付税制度上有利である、あるいは財政比率を下げる要因にもなると、こういう理解をいたしておりますので、より有利な起債と、仮に建設事業債、普通債を50発行するとして、この地方債を50発行するとして、どちらをとりますかということ、本来の趣旨から言えば建設事業債をとらなあかんですが、財政的に有利という側面がございまして、この地方債をとってきたということがござい

ます。そういう意味合いで、普通債はどんどん減少してるが、このその他の地方債がそれほどの減少率ではないということになるのかなと考えております。

あともう1点、今後の普通債をどうしていくのかというご質問ですが、第4次行革において、建設事業債15億円のキャップ、これをきちっとはめさせていただいております。この15億円というのをきちっと守っていきますと、遠からずこの地方債残高は標準財政規模、今、180億円程度でございますので、このところに近づいていきます。摂津市は非常に財政力が強いんですが、近隣市と違うところは、やはりこの地方債残高であります。この部分をしっかり考えながら、財政運営を今後もしてまいりたいというふうに考えております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 地方債の利率についてでございますけれども、0.9%という非常に低利率で借入れができるというふうに説明を受けました。僕はもう一方、国のそういう部分も必要だというふうに思いますが、摂津市の指定3銀行、こういったところがやはりこれまでの行政とのおつき合い、今後のおつき合いの中で、こういった低利率で借入れができるような動きはないものかなと。それは、国から借り入れるよりも、やっぱり銀行にもそれなりに、こちらから借入れも融資もしていただくような手法も考えていったときに、0.9%では3銀行というのは了解はとれないものかというようなことを考えてるんです。この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

これはもう以前から私、話しているように、やっぱり3銀行で、1階の窓口をやっていただいている経緯を含めると、行政との連携、協働ということを考える

と、こういった時期にこそ協力もいただかなければならないだろうという考えも持っております、そういった交渉経過も含めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、決算で今度また改めていろいろ詳しく質問できますけど、地方債の今の考え方について、やはりその他で、今、次長も言われてますように、122億円という現在高見込額であるというのが、トータル的に市債の発行をどうするかという総合的な考え方をしなければならない部分でございまして、やはり基金温存型の中で市債を発行してきたと。先ほど財政力が非常に強いというふうなご発言もいただきましたけれども、我々一般家庭を考えると、収入があっても貯金をおろして借金をしながらやってるのが本当に健全会計かなというふうに思うわけですね。まさにこの摂津市の台所というのは、そういった状況でございまして、これを何とか改善せなあかんということで、市債発行額については元金償還額を超えない範囲の中でということで、今日までやってきましたし、基金もできるだけ取り崩しをしないという努力の形も見えますけど、改めてやっぱり中期財政見直しを見ていくと、平成28年度になるともう基金がなくなり財源不足になると、これを何とか回避しなければならないというのがやはり財政当局として努力してもらわなければならないところなんですよ。

ちょっと逸脱するかもわからんけども、この中期財政見直しを見ると、本来、経営感覚でいくなれば、この赤字を何とか黒字にするために、この数値を入れていって、黒字にするためにこういった第4次行革を行わなければならないというのを列記するのが、本来民間の手法だという

ふうと思うんです。これは財政指標として、このままいくと赤字になりますよ、ですから第4次行革含めて、これから経費削減を含めながら努力をしてくださいよという庁内発信だというふうと思うんですが、この中で今回、6億数千万円の基金を戻して、実際、この7億1,000万円の収入不足が相殺できるのかなという感覚でいたんですけどもね。

今考えていくと、この7億1,000万円の不足というのは、今の見込みからいくと、決算を締めて不用額を含めながら、あんまり言えないかもわかりませんが、どれぐらいの規模を想定されてるんですか。この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 まず、指定金融機関の金利水準、これは我々、資金配分において縁故分が大阪府のほうからおりてまいります。その縁故債の約2分の1については、これは外の金融機関に対して、もちろん指定金融機関も入っていただいているんですが、いわゆるその入札というやり方で競争を即して金利を低下させるということをやっております。

あとの2分の1については、長い間、要は指定金融機関として、例えばその窓口の職員の派出コストであるとか、あるいは振込手数料の問題、これもゼロでやっていただいておりますと、そういう長年のおつき合いとその事務負担、コスト負担というのがございますので、指定金融機関3行とは私が実際交渉をいたしております。そこで、いつも三好委員ご指摘のとおり、やはり我々の財政状況も十分ものを言いながら、あるいは現在の社会状況ですね、こういうことをやっぱり市民に説明していかないとあかん、その金利差を議会に説明していかないといけないと

というような議論を何回も繰り返しまして、一定の金利水準に落ちついておるといところでございます。

今後も、このこと自体がどういう展開をするかわかりませんが、必要なものは必要として、我々がコスト負担をし、それで、その縁故債全体を競争に付するという考え方も一つあっていいのではないかというふうに考えておりますので、今後も指定金融機関とは十分交渉し、金利の低下に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、その市債の発行と財政運営の関連、それと中期財政見通しというところなんですが、中期財政見通しにおいて見込んでおりますのは、いわゆるその建設事業債相当分15億円を目いっぱい入れております。この15億円の前提として、当然その主要事業以外にも一定出てくるであろうということで、15億円の市債を見込みますと、当然ながらその歳出を見てまいらなければいけないと、これが20億円程度見ております。中期財政見通しは、その前提でいわゆる枠取りをもって建設事業費を見ているという部分もございまして、一定、今後、その建設事業を精査、財政状況によって建設事業の先送りであるとか、主要事業であっても一旦立ちどまって見直していただくという場面が、財政状況においてはあつてしかるべきと財政担当としては考えております。

それと、7億1,400万円の今の基金取り崩しが実際決算を打ってみればどうかというお問い合わせでございます。これも、いわゆるこれを見込むに当たっても種々変数がたくさんございます。その変数をもってこの9月、我々見込んだものでございます。今もその経済状況が動いており、この近日、一定円高であったものが

若干の円安にシフトして、もうちょっとで1ドルも80円ぐらいになろうかと。こうなりますと、主要企業のその利益に十分影響が出てくるのではないか。そういう形で、その変数が要するに経済指標がプラスのほうに振れば、一定この7億1,400万円はもっと少ない数字になろうかなと。しかしながら、逆の場合も今回みたいな尖閣の問題で中国とのいわゆる経済交流も非常に影響を受けておるといのが、昨今の新聞記事にも出ております。この部分のその利益減少というのも考えていかなければなりませんので、我々その市税の根幹をなす主要法人の影響が大きいと考えておりますので、その主要法人の動向によっては、これは上ぶれも下ぶれも打つのではないかとということで、今の時点で我々としましては7億1,400万円程度の主要基金の取り崩しはお願いしなければならないということでございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 今、いろいろ答弁をいただいたんですが、その中で地方債の発行予定で、今、中期財政見通しの中では建設事業債15億円の発行を見込んでいるというお話もありましたが、冒頭の中では、その他の中で基準財政需要額に見込まれるから、今日までは臨時財政対策債とか、減収補てん債とか、そういったところを有効に活用してきたというのがこれまでの財政手法やったんですが、ところが今度の中期財政見通しは、平成25年度以降については臨時財政対策債については見込んでないと。これから建設事業債について15億円ずつ見ていくと。これまでの運用の仕方と、これからのその運用の仕方というのが、この平成25年度を境目が変わってくるんですよ、今までの考え方が。冒頭に聞いたのが、

臨時財政対策債というのは過去、国と約束した基準財政需要額に算入されますよという部分が、国としてぶれてきてると違うかということも冒頭に確認してるんですよ。そのために、今日まで市債のその他で122億円まで発行してきたんですよ。平成25年度以降は臨時財政対策債はもう見込んでないというこの矛盾点ね、これまでの財政運営の。この点についていかなものかなというふうに思ってるんですが、この基本的な考え方を最後にお答えいただけますか。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 いわゆる赤字特例債については、基本的に地方団体は自主的に出すことができません。何らかの形で、例えば減税でありますとか、経済対策、こういう形で国が地方を誘導しようとするれば、財源手当をしなければなりません。それが過去にありました減税補てん債であり、臨時税収補てん債でございました。

だから、我々としましては、今、臨時財政対策債が今後見込めないというのは、これはその見通し上、不交付団体であるという大前提に立っております。そうなりますと、この赤字地方債である臨時財政対策債が見込めない。もちろん有利な起債なので建設債に変えたいという思惑はあるんですけど、そうなりますと、今度は地方債、この15億円を一定どう考えていくんやという話になります、ご指摘のとおり。そこで、本来なら今まで地方債の対象としていなかった、例えばある一定規模の修繕、義務教育施設でこれから修繕をしなければならないと。修繕については、一定、箱物を新規に建てるわけじゃございませんので、過去はそういうものに対して地方債を充当してこなかったと。そこに、大規模なその改修において地方債を充当し、今まで単費でやっ

ていたところを地方債を充てて、そのすき間を埋めていくと。そういう財政運営をしながら、その基金の目減りを抑えていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時 休憩)

(午前11時2分 再開)

○野口博委員長 再開します。

続いて、議案第49号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅秀明委員 それでは、議案第49号につきまして質問させていただきます。

今回は、災害対策基本法が改正されたことによって、2条例を改正するというところで、この災害対策基本法の見直しということで、内閣府のホームページには全体像が載っております。その中には、大規模広域な災害に対する即応力の強化であるとか、また教訓伝承や防災教育の強化等々いろんなことが書かれております。今回の防災会議、また災害対策本部条例の条文そのものには、こういった細かい点は載っておりませんが、今回の改正案におきましては、例えば防災会議の所掌事務において、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することなどが含まれましたので、この点において例えば教訓伝承と言いますか、災害の記録等について審議することができるようになったのかなという印象があります。そういった観点について、防災担当としてどのようにとらえておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 災害対策基本法の改正の内容の中に、教訓伝承とそれから防災教育の強化ということがございます。今回の改正につきましては、先ほどから議論されていますように、東日本大震災を教訓に行われておりまして、その中には特に教訓伝承、それから防災教育ということが挙げられています。

この挙げられた背景をご説明いたしますと、特に釜石市のほうで防災教育により、小・中学校の生徒の命が救われたということが起因しております。

昨年、摂津市においても、被災地から採用した職員を釜石のほうに派遣させていただいたこともあり、釜石市の防災教育については、その内容について知る機会がございました。教訓伝承につきましては、特に釜石市のほうで過去からの津波の遺跡が残っていたり、津波てんでんこという言葉が残されておりまして、津波が来た際にはてんでんばらばらに、自分の命を救うために逃げるといような言い伝えも残っております。これらの教訓伝承が非常に重要でございまして、やはり摂津市でも過去から水害に悩まされてきたという歴史がありますことから、今日では公共下水道が普及していますが、やはり災害の頻度は減少したものの、これからそういう災害に見舞われることは十分考えられますので、教訓を伝承する場所については、いろんな場で工夫してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 災害対策基本法の改正からくる認識についてご答弁をいただきました。

私も総務常任委員会といたしましても、せんだって和歌山県の新宮市と広川町のほうに視察に行っておりまして、そこではやはり津波防災、また水害の防

災無線等々について勉強させていただいたところでございます。やはり、特に広川町のほうではそうですけれども、稲むらの火について、さまざまに啓発活動が行われておりまして、ついせんだっても稲むらの火の祭りが行われたと新聞に載っております。

防災については、やはり先ほど来のお話にもありますけれども、過去からの記憶をいかにしてつなげていくかということが重要になってまいります。摂津市におきましても、淀川のそばに位置する自治体でございますので、また山も谷もないとは言いますけれども、やはり高低差はありますので、8月14日の豪雨においては床上浸水という被害も発生しております。

そういったこと、さまざまな状況を踏まえて、この防災会議、また災害対策本部条例が生かされることを願うんですが、一番はこうした防災の組織が動かないことが実は一番なんですけれども。その中でも、しかし今回新たに自主防災組織を構成する者、また学識経験のある者からこの会議についての参画を求める規定になっておりましたり、やはり行政、地域等々が一体になって対応していくんだよという規定がしっかりとここに示されたかと思えます。

今回は東日本大震災という非常に大きな悲しい災害がきっかけではありますけれども、これを今後長年にわたってつなげていくためにも、この条例がしっかりと生かされるように願うところです。

新宮市の近辺におきましては、熊野大社、那智大社の滝に影響が出たりでありますとか、それこそ千年、二千年の規模であるような、地形も変わってしまったということもございます。記録をつなぎながら、それでもしかし新しい災害の可

能性についてもしっかりと認識をとらえながら、この防災会議等が活用されることをお願いして、質問を終わります。

○野口博委員長 ほかにございますか。

三好委員。

○三好義治委員 それでは、条文を追って質問していきたいと思いますが、冒頭申し上げましたように、この議案第49号には、2条例が含まれておりまして、まず摂津市防災会議条例について、質問させていただきます。

この条例につきましては、昭和38年4月1日に施行されて、平成18年から改正経過をいろいろと記載されております。まず防災会議というのが、今日まで何回ぐらい開催されてきたのかという部分をまずお答えいただきたい。

それから第2条第5項で、今回は第1号から第9号までの部分に第10号として自主防災組織の代表者がこの防災会議に入ることができるというふうになっております。自主防災組織は、摂津市には市民団体として10小学校区の全てに自主防災組織が結成されておりますし、企業としても自主防災組織がありますけれども、この自主防災組織という定義というのがどういう定義になって、これからその防災組織が加入していただくのどういう手続を踏んでいくのかということについてお聞かせいただきたいと思えます。

それと、防災会議委員の名簿を見ますと、29名の委員が防災組織に参加されておりますが、この条文の中で言いますと、第3条の所管事務の中で、災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集することとか、緊急時に緊急的な措置を行わなければならないというふうなことも記載されておりますが、果たしてこの各種団体ですね、第2号委員とか第3号委員、第4号委員、こういっ

た方々がそれに対応できるのかということところが気になります。この点についてお聞かせいただきたいと思います。

それと、条文の第2条第6項で、前項第1号から第7号までと、今回追加で第10号の委員の任期は2年とするとなっておりますが、第8号委員の教育長と第9号委員の消防長並びに消防団長の任期が明記されておられません。この方々の任期というのはいつまでの任期になっているのかお聞かせいただきたいのと、補欠委員の任期ということも記載されておりますが、この補欠委員というのは誰を対象としているのか。

もう一つは、防災会議において専門事項の調査のために専門委員を置くことができるというふうになっております。この専門委員を置いての運用は今、どういう状況になっているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、摂津市災害対策本部条例の改正については、法律の第23条第7項を第23条の2第8項に変えたという部分と、それから見出しについて補則を委任に変えたということと、もう一つは摂津市の災害対策本部というのを、摂津市災害対策本部と変えたというのがこの改正の中身なんです。この災害対策本部についても、この法律の改正内容、何が変わってこの第7項が第8項に変わったのか説明いただきたいと思います。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 まず1点目、防災会議の開催回数についてご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

防災会議条例は、先ほど三好委員のほうからご説明いただいたように、昭和38年に施行されているということで、防災会議がそこから設置されたという過去がございますが、それ以降、何回開催さ

れたかというのは、ちょっと私のほうでは今、資料を持っておりませんが、最近開催されたと言いますと、平成19年に地域防災計画の見直しの際に防災会議を開催させていただいて、防災計画の内容の審議をしていただいたという経緯がございます。それ以降、防災会議を実際に開催させていただいているということとはございません。

それから、自主防組織の定義とそれから手続についてということでご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

自主防組織のほうは、先ほども一部説明していただきましたように、旧の2小学校区を含む10の自主防災組織が地元のほうにでき上がっております。その構成としましては、地元自治会を中心に構成されてまして、連合自治会が自主防災組織を務めるような形態にはなっております。ただ、自主防組織の会長さんが連合自治会の会長さんと兼ねておられるケース、それからそれと別のケースというのもございます。自主防組織という成り立ちから考えますと、自治会が自主防組織に持ち上がっているというような形成になっていますので、そこに参加されるという手続については、自治会がそのまま参加されているというようなふうには思っておりますが、ただ防災訓練等は、周辺の方も参加していただきたいとは我々は思っております。

それから、防災会議条例の第3条にございます所掌事務の中身でございますが、今回、この第3条の所掌事務の第2号、第3号、第4号につきましては、改正という形でもともと災害対策基本法の改正にも上げられておりました防災会議とそれから災害対策本部、こちらのほうの定義づけと言うんですか、その辺を改正す

る内容も含まれておりまして、防災会議は災害対策の総合的な計画を推進する場でございます。平時においては防災計画の作成のほか、非常災害におきましては緊急措置に関する計画策定を実施することが事務とされていましたが、一方で、災害対策本部につきましては、被災者の救助や支援などを行うものとして実施しておりました。

ただ今回、改正内容としましては、機動性が求められる災害対策本部につきましては、緊急時の対策を一元化しようということで、防災会議条例の所掌事務の緊急対策についての文面が改正されて、逆に災害対策本部のほうに一元化された。それから平時における防災会議の役割として、諮問機関的な役割を強化されたというふうな内容になっております。

続きまして、防災会議委員の任期につきましては、ここで規定がございますように2年となっております。ご質問の第8号、第9号委員、教育長それから消防長並びに消防団長につきましても、同じ2年で委嘱をさせていただいてまして、委嘱期間が平成26年10月14日までとさせていただいております。

それから、専門委員の役割についてでございますが、専門委員につきましては、現在、防災会議の中の専門委員会ということで設置はしておりませんが、専門委員の役割、専門委員会の役割としましては、防災会議を補佐する役割を持つということで、専門事項を調査させる組織というふうに明記されております。他市では、例えば原子力災害の専門委員会がありますとか、火山や地震災害の専門委員会などを設置している例がございます。専門的な知識を有する専門委員会というのが設置されているケースがございます。本市のほうでは今のところ設置しており

ません。

それから、災害対策本部条例の改正につきまして、災害対策基本法の第23条の2の第8項につきましては、前項に規定する災害対策本部に関する必要な事項は市町村の条例が定めるところから、この条文のほう、持ち上がっておりますが、条文の追加がございまして、第7項が第8項に繰り下がっているということを利用してということで改正しております。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 今の災害対策基本法にかかわる部分についてご説明させていただきます。

従前は第23条だけの法律でございましたが、今回、市町村の災害対策本部ということで、第23条の2が新たに条文がふえまして、市町村の部分だけその部分がピックアップされて、さらに詳しく、申し上げております地域防災計画でありますとか、災害対策本部の項が新たに起こされたというところで条文がずれたというところでございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 一昨年、東日本大震災、昨年の台風12号の近畿を襲った水害、それから北九州の水害等々、今、市民が一番不安に思っているのが、摂津市のこの津波がどうであるか、また地震が来たときに、どういう状態であるか、集中豪雨のときにどうであるか。8月14日には早朝に集中豪雨もあって、それぞれ市民の皆さん方が今、物すごく不安に思っているのが、摂津市の地域防災計画をいつ出してもらえるんだというのが、非常に今、気になってる大きなところだと思うんです。今年度予算において、その避難マニュアルとか勧告マニュアルとか策定しますということで、我々もいつ出てくるのか

ということを今、期待しているところでございますが、その中で、今回摂津市の防災会議条例の改正が出されました。だから、非常に気になっているから、特に細かいところまで今、質問をしているんですが、本論は私はこの防災会議条例が改正されたら、実際に地域防災計画というのが動くかどうかということを検証したいんです。その中で、冒頭も質問いたしましたのですが、これは少し西川課長が答弁したのは、この条文からいくと解釈がちょっと違うと思うんですけど、私は今、第8号委員と第9号委員の任期はいつまでですかという質問をしたんですが、今回の条文改正でいきますと、前項第1号から7号まで及び第10号の委員の任期は2年とすると記載されておりまして、その中に第8号委員と第9号委員が含まれていないんです。ということは、任期2年ではなしに、任期が定められてないという解釈をしてるわけなんです。先ほどの答弁では、それぞれ任期2年で委嘱してまますという、運用面でご説明があったんですが、なぜ第8号委員、第9号委員の任期が定められてないのかということをお答えいただきたいということなんです。

それと、今回の第3条で改正された大きなポイントというのが、地域防災計画を、もっと言うたらマクロの点で考えとったらいいんですが、これを今度解釈すると、摂津市の地域防災計画をこの防災会議でつくるように国の法律で決まったわけですね。そうすると、今、ここで列記されている各種団体、第1号委員から改めて今回第10号委員までにふえますから、自主防災組織まで入れて、これだけのメンバーが集まって、本当に摂津市の地域防災計画というのが組めるのかというのが非常に危惧されるんです。先ほども言いましたように、待ったなしで今

の防災計画を市民に対して徹底していかなければならない。先般も視察に行くと、今は逃げる防災というのが、この間も西川課長も一緒に視察に行つて勉強されてきたというふうに思いますけれども、逃げる防災を徹底していくためには、逃げる場所を明確に市民には知らせておかなければならないんです。こういった災害が来たときには、どこが避難場所であつて、津波が押し寄せたときにはどこがあなた方の地域は避難場所ですよというようなところまで、この防災会議で組めるのかと。

それとさらに専門委員を置くというのは、今、地域防災計画の中で避難勧告マニュアルも作成しておりますが、まだ我々は見えていませんが、その中に本来は専門委員も交えて議論するのがこの条例の趣旨だと思ふんですが、今、そういう行動ができてるのかどうか。

もう一つは、こういう大きな防災会議ではなしに、我々が求めているのは、やはり地域でよりわかつて、庁内議論を重ねて、専門の意見を聞きながら地域防災計画を速やかにつくっていただきたいというのが我々の願いなんです。今、本当に市民のところに行くと、摂津市で地震が来たときに建物の崩壊が、どこが崩壊して、この間の雨みたいに、安威川以南が62ミリ、それから安威川以北が72ミリ、これで100ミリ降ったときにはどこが水没して、我々どこに逃げたらいいんかというのが今の声なんです。だから、この条例改正を可決することによって、そういったことが実現できるのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 委員の任期の点についてご答弁させていただきます。

第8号、第9号につきましては教育長それから消防長及び消防団長ということでございますので、それぞれ任命の期間も違いますので、これはその教育長になられたと同時にこの委員につくという形の理解でございます。ですので、消防長に対しても消防長になりました後、この職につくということでございますので、第7号までの委員は第6項に上がっております委嘱の期間でございますけれども、第8号、第9号委員につきましては充て職というふうなことでご理解いただきたいと思えます。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 これからの防災会議の役割、それから防災計画の見直しについてご答弁させていただきます。

さきの委員会等、そういう機会等でもご説明しておりますように、東日本大震災を受けて、国の中央防災会議の被害想定が大きく見直されております。

それを受けて、今、中央防災会議の被害報告など報道されておりますように、例えば津波で30万人余りの死者が出るとかという報道もされています。その根底となる被害想定を中央防災会議のほうで今検討していて、それが最近大阪府までおりにきてきているという情報でございます。

大阪府のほうで、現在、津波に対してのシミュレーションと、大阪府の地域防災計画の見直し等も今検討されておまして、実際に市町村が地域防災計画の見直しができるというような時期であります。平成25年度になると考えております。

平成25年度予算でご審議をいただくことになると思いますが、平成25年度には、一定地域防災計画の見直しの委託検討を行いまして、それをたたき台とし

て防災会議のほうにご提案させていただいて、地域の方に、それから今回追加になっております自主防災組織及び学識経験者、それから以前から委員になっておられる29名の委員のご意見を聞いた中で、その意見を反映した中で、地域防災計画を策定していくというふうな工程になると思えます。その中で、専門委員会的な役割というのにも必要に応じては立ち上げるべき課題がございましたら、特に専門的知識を要する避難行動とか、そういうものに対しては、そういうものがあると思えますが、地域防災計画につきましては、もともとは災害対策基本法に求められた様式にのっとり行うということになっておりますので、そちらを重視しながら計画を立てていくんですが、今、ご心配の避難をどういうふうにするか、それから地域が求められている早い見直しというものにつきましては、昨年、避難判断・勧告マニュアルというのを作成しておまして、まだ皆さんにご説明させていただいていないんですが、それをもとに、もともとあるハザードマップをもう少しわかりやすい形、具体的に申しますと、例えば地域ごと、自主防災の校区単位ごとにハザードマップを今、作成する準備を進めております。そちらはもともとのハザードマップ自身の様式は変わりませんので、それを抽出したのになります。避難所を表現したり、もう少し地図を大きくしたものを配布させていただく準備をさせていただいております。補完できるものとしましては、そういうものでとりあえず補完していきたいと考えております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 防災会議委員のその解釈を今説明いただいたんですが、第8号、第9号、充て職だと言われてますけれど、

第7号も充て職なんですよね。もちろん第6号なんかもっと充て職ですよね。摂津市医師会理事と言うたら、理事というのはそれこそその名前でやられるんやったら完全な充て職なんですよ。第10号も充て職になってくるわけですよ、自主防災組織でそれから任命していくから。団体の充て職と個人に対する充て職というのがまた違うんですけどね。だから、第8号、第9号の意味合いというのは、僕は任期を定めないという部分だけでも解釈はいいと思うんですけどね。必ず入ってもらふんやという解釈やと思うんですよ。そうと違うんですか。それならそういうふうな答弁をいただきたいんです。充て職となると、全てが充て職なんです。自衛隊でもそうですし、各種団体にお願いするんやから、今の解釈は、ちょっとおかしいので改めてご答弁いただけますか。

今回、言わんとしているのは、摂津市防災会議がまた改めて条文の改正を含めて新たにスタートする。もう1回言いたいのは、市民が今、本当に求めているのは、地震やら自然災害が来たときに一体どこに逃げて行って、津波がどれだけくるんや。100ミリの雨が降ると、どこどこがつかると。地震が来たときにうちの家屋は大丈夫なんかと。非常食なんかの備蓄というのは全部あるのかというのが物すごく気になってるんです。それを早く発信してください。発信するために、この防災会議機能を有効に生かしてくださいと。有効に生かせる組織なのかどうかということも検証したいんですよ。法律が変わって、この条例を制定していくのには、何も異論ないんです。実質動ける組織なのかどうかね。これ、もう答弁は結構です。

もう一つは、先ほども言いましたよう

に、平成24年度でいろいろ避難勧告マニュアルやらハザードマップを検証してやりたいと言うてるけど、確かに大阪府並びに国のいろんな防災の見直しがいろいろこころ変わっているのも事実で、なかなか発信できないと思いますけど、それは暫定的にということでもできないものか。

委員長、市民に配る前に、やはり議会に対して、総務常任委員会に現時点でもいいから中間報告として、やっぱり報告・説明を求めていきたいというふうに思いますので、この取り扱いは、委員長にお願い申し上げて、質問を終わります。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 今、ご指摘いただきましたとおり、教育長についてはその残任期間、この委員についていただくということでございます。消防長についても同じでございます。

○野口博委員長 川端委員。

○川端福江委員 各委員からるるご質問等がありました。これに関連して1件、要望だけしておきたいと思います。

今、摂津市の防災会議という話で、ここにも載っておりますんですけど、今、るるお話もお聞かせいただいて、このメンバーに女性の目線を入れるという意味で、この会議のメンバーに女性をということで、今、たしか現在充て職で1名女性が、福永部長だと思えますけれども、入っていただいていると思えますが、もう2名、3名と、数名でも、いざ、このたびの東日本大震災においてもありましたように、避難されたときのやっぱり女性の目線でのまたそういった避難所での対応と言いますか、要望と言いますか、いろんなご意見等というのは本当に必要だと思えますので、それを1点、ぜひ、我が党からもいろんなところで質問等も

させて、議場でも質問等もさせていただいておりますけれども、確認の意味でお願い・要望させていただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 1 1 時 3 6 分 休憩)

(午前 1 1 時 3 9 分 再開)

○野口博委員長 再開します。

続きまして、議案第 5 1 号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好義治委員 議案第 5 1 号の暴力団排除条例の一部改正については、法律が改正されて、第 3 2 条の 2 第 1 項が第 3 2 条の 3 第 1 項に改めるというものですが、今年の夏ぐらいから北九州市で暴力団排除条例の改正をずっとやりながらでも、痛ましい事件が発生してます。いろいろスナックとかラウンジの方々が、暴力団から襲われ、殺害されたとか。私もいろいろ摂津市の暴力団排除条例並びに福岡県警が出してるやつをいろいろと見てるんですが、もう 1 回改めて確認したいんですが、この摂津市暴力団排除条例で、この要は、暴力団として指定されている範囲以外の対応、北九州も特に福岡市もいろいろ困ってる部分が、そこの対応なんです。完全にもう指定暴力団ならこの条文で対応はできるんです。それともう一つの摂津市の職員に対する不当要求行為等の防止に関する要綱、これもそういったことには対応できるんですが、指定暴力団でない部分をいかに抑制するかというのが、いざとなるとどう対処したらいいのかというのが、今、社会問題となってるんですけど、この摂津市の

暴力団排除条例から見ると、そういった部分はどういうふうな中身になっているんですか。改めて教えていただけますか。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 この暴力団排除条例で、まず一番端的にあらわれてくるのが、私が所管しております契約事務において、大阪府警の捜査第四課から、頻繁と言いますか、月に複数回数、結構その照会がございます。それは、ご指摘の指定暴力団の関係、プラス暴力団密接関係者ということで、一定その土木建設業の業者の名前が我々のところに通達され、それをもって摂津市に登録されてる業者ですか、どうですかという照会なんです。こういうことも一つございまして、その情報が入ってくるということはございます。

それと同時に、我々が現実に事務をやるにして、摂津市から暴力団を排除するためにどうしているかと申し上げますと、契約をするたびに下請報告、元請も含めて、我々は暴力団の関係ではございませんという宣誓書を、これ契約のたびに、500万円以上の工事のたびに全部とっております。

こういう形で、一応この条例を施行しまして、現実の事務としてもきちっとなして、できる限り暴力団を排除しようとやっております。

それと同時に、今おっしゃいましたそのいわゆる指定暴力団ではないんですが、いわゆるそういうことを名乗る、いろんな形で暴力的なことをおっしゃるような方々をどう排除するんやという話ですが、我々この暴力団排除条例の制定をきっかけに、警察の方々と割と密接にお知り合いになるようなこともございます。そんな中で、警察のほうは何かあれば、このことも含め何かあれば、行政当局、我々と密接に関係性を持って情報交換をした

いとおっしゃっておりますので、この条例を施行した効果は非常に大きかったと思っております。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 手だてでございますけれども、今年度でありましたら、7月に行政対象暴力の連絡協議会という形の中で、警察、刑事課長、警備課長に来ていただきまして、あと暴力団の知能犯担当でありますとかいう方が来ていただきまして、今の情勢とか状況をお話しいただいております。また、条例上は第4条のところに、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったという場合については、大阪府、これは府警になるんですけれども、情報を提供するというような形で、連絡を密にしながら運用していくというふうな形でございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 市民の安全・安心を守る意味でも、これをまた有効に使っていただいて、今言われる大阪府警の第四課、緊密に連携を持っていただくとともに、また摂津警察と連携を持っていただきたいという思いでいっぱいでございます。

これは公共事業だけにとらわれず、市民が被害を受けそうな部分をどういうふうに排除していくかというのは、大きな問題になっているんです。今、実際に公共事業については、不当要求行為の防止に関することとかということの中での要綱の縛りがありますけれども、実際に市民が被害に遭いそうな部分が、この条例をどこまで有効に生かせるのかということが出てきてないですよ。これは摂津警察のほうで、きちりと福岡警察が出してるような形の中で策定されているのかどうかというのは、調査されておりますかね。これ、もう1点確認したいのと、それと元請があって子会社があって孫請

があってひ孫請がある部分で、実際に行方を起こした後になると、最終、元請の責任や言うて契約書の中でやってるけど、やっぱりその契約を交わす段階でそれは有効に影響をしてるんですかね。やはり末端までいくと、なかなかわからない部分があるし、実際、指定暴力団の幹部みたいな方々が、そういう業種にはついてないですよ。その方々に関連している人らが来ているというのが実態と違うかなと思うんですけどね。ここは、なかなか実態がわからない部分ですけども、そういったところまで精査できるような取り組みをお願いしておきます、これは要望としておきます。

もう一つ、契約金額が500万円以上というのは、見直したほうが良いと思います。もうちょっと額を下げたおかないと、それこそ細かいところの部分でそういう関与をされたりということもやっぱり見ておかなければならないと考えます。実際にこの摂津市で何人ぐらい把握できているのかということがわかれば、教えていただきたいと思います。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 前段の福岡県警と、そういう取り組みについては、摂津市の中ではそういうことはございませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、摂津警察とも密に連絡をとって情報はいただいております。

摂津市の管内におきまして、暴力団というものは今現在認められておりません、確認はされておられません。ただし、今年度自宅を暴力団事務所にしようとする動きはございました。1件事案があったというふうに、警察との連絡の中で聞いております。しかしながら、警察の働きかけ等によりまして、この分についてはそこには至らなかったと。場所等につい

ては、捜査情報等にかかわりますので、聞いておりませんが、そういう事案があったということは確認しております。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 公共工事において、下請報告書に記名がある業者に対して、宣誓書の交付をしております。実態はどうやおっしゃられると、非常に我々として、今のところ、私の耳にはそういう現象は起こっておらないというふうに聞いておりますが、おっしゃったように、孫請、その下みたいになると、そういう関係者が入ってくる可能性も否定できませんので、私どもとしましては、警察と密接に連絡をとりながら、情報交換に努めてまいるといふことと、先ほどご提案で500万円以上の工事と、これは事務との兼ね合いという部分がございます、この辺を検討させていただいて、さらにそれより下の工事についてどう扱うのか、今後検討してまいります。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午前11時52分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第52号の審査を行います。

補足説明を求めます。

北居消防長。

○北居消防長 それでは、議案第52号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明をさせていただきます。

なお、議案参考資料16ページから20ページにかけ、新旧対照表を記載しておりますので、あわせてご参照願います。

今回の一部改正は、対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する

基準を定める省令の一部を改正する省令が平成24年3月27日に公布され、これに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文についてご説明申し上げます。

本条例第11条第1項中、「以下のもの」の次に「及び次条第1項に規定する急速充電設備」を加え、同条第2項ただし書き中「おおわれた」を漢字表記の「覆われた」に改めるものでございます。

次に、本条例第11条の2第1項といたしまして、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を定めたものでございます。

第2項といたしまして、前項に規定するもののほか、本条例第11条の変電設備の基準を準用するものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成24年12月1日とし、また経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている改正後の摂津市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備のうち、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は適用しないものでございます。

以上、議案第52号の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅秀明委員 それでは、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件で質問させていただきます。

今回、最後に附則として、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている云々とありましたけれども、現在、摂津市においてそのような充電設備があるのか、また工事中のもの

があるのかについて、まずお伺いしたい
と思います。

○野口博委員長 橋本課長。

○橋本予防課長 現在、摂津市内に急速
充電設備はございません。今、建設中の
ところも確認はしておりますが、現在ご
ざいませぬ。

それと、近隣市においては茨木市に2
か所、守口市に2か所、急速充電設備が
設置しております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 本市には現在どちらも
ないということをございまして、今回、
条文においてさまざまな制約と言います
か、基準が設けられております。これを
一つ一つ周知していくには、非常に難し
い面があるかと思われませぬけれども、
摂津市なのか、果たしてその全国的ある
いは地域的な組織としてこれに対応して
いかれるのか、この点、お伺いしたいと
思います。

○野口博委員長 橋本課長。

○橋本予防課長 周知の方法といたしま
しては、今回の条例改正、設置の基準の
内容をホームページ等に記載しまして、
周知を図りたいと考えております。

この火災予防条例は、全国的に内容は
ほとんど変わらないと思ひますので、施
行期日も全国一斉に平成24年12月1
日からとなっておりますので、全国的に
は変わっておりませぬ。

また、市内の把握なんですが、なかな
か難しいところはあるんですが、市内巡
回時、また立入検査等を活用いたしまし
て、設置の把握、設置基準に適應するよ
うに指導するように考えております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 いろいろ広報の仕方と
全国的な流れについてご答弁いただきま
した。

これからこの急速充電というのは普及
していくんだらうなという感覚がありま
して、近隣、先ほど茨木と守口というお
答えありましたけれども、大型スーパー
の駐車場に設置されるのが一番あるケー
スなのかなというふうに思ひます。

今回は急速充電ということですがけれ
ども、ここに一応その出力についても記載
されておりますが、例えばこの普通充電
というくりにについても、家庭のコンセ
ントの電圧だけでも非常に使いようによ
つては危ないというケースはあるんですが、
この急速と普通の違いについて、摂津市
にそういう設備があるのか、またその辺
の対応はどうなのかについて、最後に1
点お伺いしたいと思ひます。

○野口博委員長 橋本課長。

○橋本予防課長 急速充電設備と普通充
電設備との違いでございませぬが、急速
充電設備、これについては電源は三相交流、
200ボルトを使用しまして、コンバー
ター、インバーター等で直流に変換し、
20キロワットから50キロワットで出
力するものでございませぬ。充電時間と
いたしましては、およそ50キロタイプで
15分から30分ぐらいで充電が可能で、
20キロタイプ、これについては30分
から1時間ぐらいで充電が可能となつて
おります。

普通充電設備、こちらのほうは単相交
流、100ボルトまたは200ボルトを
使用いたしまして、こちらのほうは出力
は3から4キロワット、充電時間につ
いてはその車にもよりますが、5時間から
14時間ぐらいの充電の時間がかかると
いうことをございませぬ。

○野口博委員長 ほかにございませぬか。

三好委員。

○三好義治委員 急速充電設備本体の部
分と、急速充電設備を設置する場合との

二つに分かれてると思うんです。国の法律に基づいてこの条文が整備されたというふうに解釈はしますが、本来、ここで言う急速充電設備というよりも、急速充電設備設置なんですね、これは。急速充電設備本体にかかわる部分については、その筐体は不燃性の金属材料でつくることとか、第12号の急速充電設備のうち蓄電池云々というふうにして、アとイと書いてるやつが、その電圧計やら電流計を自動的に見れるようにする。急速充電設備そのものは、本体にたしか過電流、ノーヒューズブレーカーもついているし、電圧計、電流計がついてます。この条文を読むと、この本体と別に一次側にそういったノーヒューズブレーカーとか漏電ブレーカーとかはつけなさいという部分と、アース設置もしなさいということをして盛り込んでいるという解釈でいいんですかね、この条文そのものはね。

そうすると、今後電気自動車というのが各個人まで普及してくるような状況になってきますが、今度は各個人宅にこういったことが設置される場合に、消防としての立入関係も必要になってくると思いますが、立ち入りする際に、一つのマニュアル的なことはもう消防としてつくられてるんですか。

○野口博委員長 橋本課長。

○橋本予防課長 急速充電設備についての内容的と言いますか、仕様と言いますか、その辺のご質問だったと思うんですが、第1項の第8号及び第9号、第10号、こちらのほうで異常な高温とならない構造とし、または自動的に感知する構造とし、というところを明記させていただいております。こちらのほうは、メーカーのほうも同じような考えを持っておりまして、二重、三重のチェック機能を持たせまして、火災予防条例の位置、構

造に合致するように作製されております。

二つ目のご質問なんですが、個人宅に急速充電設備を設置された場合の把握方法、または立入検査の方法というご質問だったと思いますが、こちらのほうにつきまして、今現在、メーカー等いろいろ電気自動車普及されておりますが、個人宅につけられる可能性はほとんどないというメーカーから、またユーザーからの声が出ております。普通充電設備であれば何万円から何十万円ぐらいだと思います。急速充電設備であれば、電気工事またその機械本体等を合わせまして200万円以上という今現在でございます。

立入検査のマニュアル等なんですが、今現在、防火対象物、危険物施設、そちらのほうで立入検査、実施させていただいておりますが、個人宅におきましても、個人の住居は消防が何か火災が起こるか、起こる危険性があるか、または個人の住人さんに了解を得て立入検査ということになりますので、事前に急速充電設備が万が一設置しましたら、個人の住居の方に確認をとり、立入検査の了解を得て、火災予防条例の基準に合致しているかどうかの確認はさせていただきたいと考えております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 この条例は、国が定めた部分で改正されようとしているんですけど、どうも急速充電設備というこのタイトル、これはやっぱりメーカーサイドのものであって、本体を示してると思うんです。条文の中身は、急速充電設備の設置なんですよ、これね。急速充電設備の設置基準がこの条例の中身なんです。急速充電設備だけならば、これメーカーサイドに対して言うべき問題であって、本当に国の条文は、こういうことできるんですか。先ほどから質問している部

分の中で、急速充電設備というのはコンパクトなものであって、これがキュービクル方式になって、すぽんと置けるようになってるんです。それを設置するのに離隔距離とか高さを何ぼにし、雨水対策をして、一次側の配電盤のところブレーカーをつける、こういったことになってやってるんですね。隣の車と接触しないような離隔距離もとりなさいというのが中身なんです。

そういったことで、国基準に基づいてやられているということで、信頼はしますけれども、意見として、そういうことであっても本来はこれは設備の設置基準だろうという思いでいますから、これがもう網羅できているという話ならばそれで結構です。意見として言うておきます。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時 8分 休憩)

(午後0時11分 再開)

○野口博委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第44号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第49号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定

しました。

議案第51号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第52号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午後0時12分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口博

総務常任委員 三宅秀明